

檜 監 発 第 5 2 号
令和4年10月20日

檜原村長 坂 本 義 次 様

檜原村代表監査委員 福 田 宮 夫

定期監査結果報告書

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施した結果
を下記のとおり報告します。

記

実 施 期 日	令和4年10月19日（水） 令和4年10月20日（木）
場 所	檜原村役場 3階 特別会議室
監 査 の 目 的 実	令和4年度檜原村一般会計及び特別会計の事務事業 執行状況が、適正かつ効率的に行われているか監査 を実施した。
監 査 の 対 象	全課（係）の所掌する財務及び事務

監査方法

各課（係）より事前に提出された調査票に基づき、所掌する財務及び事務事業の執行状況について、下記のとおりヒアリング調査を実施した。

10月19日（水）

監査時間	主管課	係
9:00～10:03	企画財政課	企画財政係
10:03～10:24	企画財政課	むらづくり推進係
10:35～11:12	総務課	総務係
11:19～11:55	村民課	村民保険係
13:00～13:21	村民課	税務係
13:28～13:51	教育課	学校教育係
13:51～14:07	教育課	社会教育係
14:13～14:30	議会事務局	議事係
14:30～14:57	福祉けんこう課	けんこう係
14:57～15:20	福祉けんこう課	医療係
15:20～16:00	福祉けんこう課	福祉係

10月20日（木）

監査時間	主管課	係
9:00～9:42	産業環境課	農林産業費
9:52～10:24	産業環境課	観光商工係
10:33～10:57	産業環境課	生活環境係
11:10～11:45	産業環境課	建設係
13:00～13:12	都民の森管理事務所	管理係

監査結果

令和4年度檜原村一般会計及び特別会計の財務に関する事務の執行及び事業の管理について、地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施した結果、各課・係の所掌する事項については、概ね適正かつ効率的に行われており、良好な執行及び進捗管理がなされていると判断された。

今後も、村行財政運営を取り巻く環境は、非常に厳しい状況が続くと思われるが、様々な住民要望や期待に的確かつ柔軟に対応していけるよう、職員が財源の確保と常にきめ細やかなサービス感覚を意識し、なおかつ最小の経費で最大の効果が得られるよう経済的合理性を伴った行政サービスが提供されることを希望する。